

いよいよマイナンバー制度が始まります

今年10月以降、全ての方にマイナンバーをお知らせします

マイナンバーとは？

10月から、住民票を有する日本国内の全ての方に通知される1人ひとり異なる12桁の番号のことです。

マイナンバーによる情報連携で、よりよい暮らしへ

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。

これによって国や地方公共団体などでの情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。

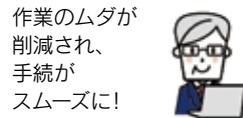
国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。



行政の効率化

行政手続が、正確で早くなります。



災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

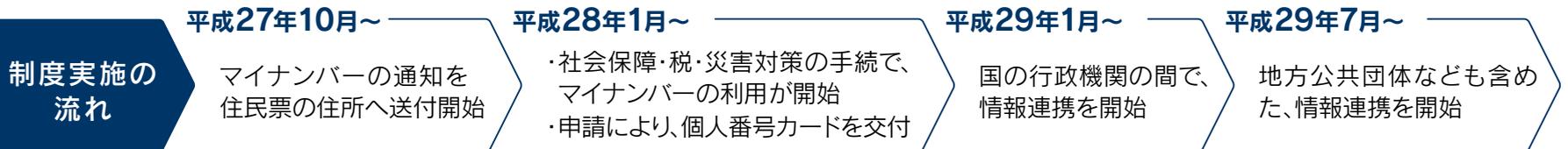


公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。



年金などの社会保障を、確実に給付します。



平成28年1月以降、マイナンバーがこんな場面で必要になります

社会保障関係の手続

- 年金の資格取得や確認、給付
 - 雇用保険の資格取得や確認・給付
 - ハローワークの事務
 - 医療保険の給付の請求
 - 福祉分野の給付、生活保護
- など

税務関係の手続

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
 - 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載
- など

災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
 - 被災者生活再建支援金の給付
 - 被災者台帳の作成事務
- など

マイナンバーをきちんと受け取って活用するために

知っておきたいこと① 住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、住民票の異動手続きをお願いします。

※東日本大震災被災者やDV等被害者などの止むを得ない理由により住民票の住所に住んでいない方は、区政推進課 住民制度班 ☎096-328-2031)または区役所区民課へご相談ください。

知っておきたいこと② 簡易書留の中身を確認しましょう

マイナンバーの通知は10月以降に簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- マイナンバーの「通知カード」※大切に保管してください。
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- 説明書

マイナンバー制度は、安心・安全な仕組みです



制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管は禁止です。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

システム面

- 個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署というように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。

民間事業者の方へ

平成28年1月以降、税や社会保障の手続で法定調書に従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 源泉徴収票の作成手続
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金などの支払調書作成 など

法人には法人番号を通知します。

10月から、1法人1つの法人番号(13桁)を指定し、登記上の所在地に通知します。

(法人の支店・事業所などや個人事業者の方には指定されません。)

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)へ。

詳しくは、コールセンターへ

本市のマイナンバー制度の問合せ

熊本市マイナンバーコールセンター
【電話番号】096-370-7800(9月1日(火)～)
受付時間 平日/午前8時半～午後5時15分
お客様対応の品質向上のため、通話は録音します。

法制度、国税、法人関係の問合せ

内閣官房マイナンバーコールセンター
【日本語窓口】0570-20-0178
【外国語窓口】0570-20-0291
受付時間 平日/午前9時半～午後5時半

(社会保障・税番号制度推進室 ☎096-328-2067)